



下呂市内報道機関同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年2月4日(水)岐阜県発表資料			
所 属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
飛騨県事務所	環境課	保木口	TEL 0577-33-1111(内線220) FAX 0577-33-1085

下呂市門原地内における土壤汚染について

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所（以下「高山国道事務所」）が、一般国道41号門原防災1号トンネル掘削工事に伴い土壤を調査したところ、土壤汚染対策法に規定する土壤溶出量基準を超えるヒ素が検出された旨、本日（2月4日）、高山国道事務所から飛騨県事務所に報告がありました。

1 報告内容

(1) 調査地点

下呂市門原地内

(2) 調査結果の概要

○調査時期：令和8年1月

水平ボーリング調査

項目	調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果	土壤溶出量基準	最大基準 超過倍率
ヒ素	10	4	0.001 mg/L 未満 ～0.096 mg/L	0.01 mg/L 以下	9.6倍

※基準超過は坑口から水平に380.0m～390.0m地点、390.0m～400.0m地点、420.0m～430.0m地点、440.0m～450.0m地点

※ヒ素の基準超過は、過去に坑口から水平に360.0m～380.0m地点等で確認されています。
(令和7年12月15日(12月24日に訂正)に公表済)

※その他の項目についても調査を実施していますが、土壤溶出量基準超過はありません。

2 汚染の原因

自然由来による汚染の可能性が高いと考えられますが、現時点では不明です。

なお、周辺地域には、ヒ素を原料に使用する工場・事業場はありません。

3 今後の対応

(1) 地下水調査について

今後も工事の延伸に伴い、基準値を超えてヒ素が検出される可能性があることから、今回の基準超過地点からトンネル掘削終点（北東へ約550m）まで伸長した区間において、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき半径250mの範囲内を調査したところ、井戸が無いことを確認しているため、周辺の地下水調査は実施しません。

（2）事業者に対する指導について

汚染土壌の適正な管理等を行うよう指導します。

1 物質の説明

【ヒ素】

「ヒ素」は金属と非金属の両方の性質を持つ半金属元素であり、合金の添加材（硬さを高めるため）、半導体の原料、ガラスの消泡剤や脱色剤、花火の着火剤、塗料用の顔料、木材の防腐剤等に使用されています。また、ヒ素は地殻の表層部には重量比で0.0005%存在し、水中や土壤中、岩石、大気中に広く存在しています。ヒ素に汚染された井戸水の飲用による慢性の中毒症状としては、皮膚の角質化や色素沈着等が報告されています。

「参考：化学物質ファクトシート（環境省）」

2 用語の説明

【土壤溶出量基準】

土壤に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。